

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和五年十二月五日

奈良県知事 山下 真

一 処分をした年月日

令和五年十一月二十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社中西工務店

吉野郡天川村大字中谷二二五番地

代表取締役 中西佐保美

奈良県知事許可（般・特―三）第九七〇四号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係るもの

注 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除きます。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいいます。

2 期間

令和五年十二月六日から令和六年十二月五日までの一年間

四 処分の原因となった事実

株式会社中西工務店の前代表取締役が、天川村が執行した指名競争入札に関し、当時の天川村職員から秘密事項である最低制限価格を算出する根拠となる情報を聞き出し、同社が同入札に参加しました。

このことについて当該前代表取締役は、令和五年七月三十一日に奈良簡易裁判所より公契約関係競売入札妨害（刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第一

項)の罪により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定しました。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当します。